

# 平成29年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成29年6月15日(木)

東洋町議会

# 余 白

## 平成29年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成29年6月15日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (9名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 小松 熙 君 5番 武山 裕一 君



平成29年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成29年6月15日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第1号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 承認第2号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第3号 専決処分事項「平成28年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 承認第4号 専決処分事項「平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第5号 専決処分事項「平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 承認第6号 専決処分事項「平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第9] 議案第19号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第20号 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第21号 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1

号)を定めることについて

- [日程第12] 議案第22号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第23号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第24号 室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結について
- [日程第15] 同意第2号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第16] 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第17] 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第18] 報告第1号 平成28年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第19] 報告第2号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第20] 議会報告 東北地方復興状況調査報告東北地方復興状況調査報告
- [日程第21] 発議第8号 田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラ内容の是正勧告決議案
- [日程第22] 発議第9号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について
- [追加日程第1] 発議第10号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について

議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 これより平成29年第2回東洋町議会定例会を開会します。 (開会時間:午前9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例2件、専決処分事項補正予算4件、補正予算5件、契約1件、人事3件、報告2件、発議2件、その他1件の計20件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成29年2月から平成29年5月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、5月12日に実施しました定期監査の報告について、お手元に配布のとおり提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長) おはようございます。</p> <p>本日、平成29年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本定例会での提出議案でございますが、専決事項の承認案件6件、平成29年度の補正予算案5件、人事案件3件、その他報告事項を含めまして、合計17件となっております。適切なご審議とご決定をお願い申し上げます。</p>

提案理由に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

4月1日付人事についてでございます。

本年3月議会で、新制度に基づきます任命同意をいただきました本町初となります、女性教育長を含めまして、4月1日付けの人事異動を実施いたしております。

先の議会では、全議員のご賛同をいただきまして、切れ目のない特別職教育長人事が実現できましたことに、改めて感謝を申し上げます。

町長部局では、本町初の女性課長職として、また会計管理者としての職責とその職務を4年間、堅実に務めていただきました。その実績と実務能力に期待を寄せております。

部局は、異なるわけですが、女性の視点ならではの、という方向性を堅持していただきまして、新たに、また新鮮な気持ちで教育行政に取り組んでいただけるものと思っております。

また、定年退職等、職員の新陳代謝により、新たな管理職への昇格など、執行部は、若く新しい体制となっております。

各自の立場で、経験不足は否めない点でありますとか、そのような場合もあろうかと存じますが、今後とも町行政の推進に、議員の皆様の一層のご理解とご指導を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

また、人口の減少によります様々な影響でございますが、財政的な事情だけでなく、各種の行政委員などの確保にも支障をきしている現実を痛感しているところでございます。

ある自治体ではですね、報道もされておりますけれども、議会議員候補不足のため、議会制度の在り方について危機感を深め、その制度の存否、存続の研究を始めたとの報道も、連日、続いているところでございます。総務省も人口減少自治体の議会制度の在り方について検討を始めるということになっております。

町の職員人事も任期付き職員や再任用制度の活用なども念頭に、人事の検討をしていかなければならないと考えるところでございます。

また、円滑な行政運営のためには、職員OBの協力が不可欠でございます。これまでも多くの諸先輩方からの多面的な支えがあって、現在の町政が存続できているというふうと考えております。

新執行部といたしましても、これまでの経過や過程を改めて再認



識し、普通に在るべき行政組織として、その確立と運営に努めて参りたいと思っているところでございます。

続きまして、平成28年度決算見込みについてでございます。

平成28年度の各会計の決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

一般会計と住宅新築資金会計とを合わせました普通会計ベースでは、歳入歳出決算は、翌年度へ繰越すべき財源1千661万円を除きますと、実質収支額は、2775万円の黒字となる見込みとなっております。

また、28年度末の基金残高でございますが、特別交付税の減少もございまして、財源不足の調整のために、1億円の基金取り崩しを執行いたしております。ふるさと納税を含む基金への積立額は、7600万円ございまして、差引き実質2400万円減の残高9億2700万円となっているところでございます。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となる見込みでございますが、介護サービス事業特別会計と国民健康保険特別会計では、本年度も法定外繰り出しとして、一般会計から赤字補填をしている状況となっております。

また、税務の滞納整理への取組強化でございますが、任期付き採用職員の頑張りもあるわけでございますが、租税債権管理機構との連携などによりまして、税の徴収率は、県下34市町村の、最下位から17年ぶりに脱出をしたと聞いております。また、その取組強化が相乗効果となりまして、住宅新築資金特別会計での貸付金元金滞納額も減少してきております。

続きまして、海の駅の収支見込みについてでございます。

海の駅の平成28年度、1年間の収支見込みについて、ご報告を申し上げます。

売上総額は、物販、食堂を合わせて、1億7700万円、前年度より1500万円、9.8パーセントの伸びとなっているところでございます。レジ通過者では、18万9739人、前年度より1万5617人増えておりまして、利用者数も着実に伸びております。

3年目でですね、単年度、来客数延べ18万人という、再建当初の目標数値を達成したということになります。必要経費を差引いた

収支では、741万円余の黒字となる見込みでございます。

従業員の努力はもちろんのことでございますが、町民の皆様方のご理解、ご協力により、順調に推移していると考えているところでございます。今後は、販路の開拓など、地元と関西圏とのつながりを強化するような取組みをしていきたいというふうと考えているところでございます。

3月議会で予算を可決していただきました、ふれあい高新についてでございますけれども、ポスターもすでにできていると聞いておりますけれども、期間は、7月26日から30日までの5日間となっております。

高知新聞に、本町の様々な取組が連続して特集記事として掲載されることになっております。様々な企画もあるわけでございますが、29日の納涼祭の翌日、最終日には、円広志さんのライブコンサートも決定されております。

町外にも、ふるさと東洋町を思っている多くの方々も居られますので、町の現状を情報発信できる貴重な機会と考えているところでございます。町民の皆様方、多数のご参加をお願いしたいと思っております。

最後に、本年3月定例会後から現時点までの訴訟状況についてご報告をいたします。

野根漁協への貸付金、1千万円の訴訟でございますが、原告は、最高裁差戻し審での高松高裁判決を不服といたしまして、最高裁へ上告しておりましたけれども、最高裁第三小法廷は、本年3月28日に裁判官全員一致で棄却とし、上告審として受理しない決定を下しております。

5年間争ってきたこの訴訟でございますが、これで最高裁判決の、町の融資は、合理的な手続きで行われたとの判断が確定をし、終結ということになっております。

今後は、町側からの法的措置の可能性を検討して参りたいと考えております。

また、これまでの6年間で、15件の訴訟事案に应诉をして参ったわけでございますが、現在は、川口地区造林訴訟1件のみとなっております。次回3回目の公判は、7月4日となっております。

以上で、簡単でございますけれども、6月議会での行政報告とい

<p>議長</p>	<p>たします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、4番小松熙君、並びに、5番、武山裕一君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。 高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>平成29年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。 6月12日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日15日から6月19日、月曜日までの5日間とする。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日15日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、19日に再開し、審議、採決の後一般質問を行う。</p> <p>議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。一般質問及び議案質疑の通告期限は、16日金曜日、正午までとする。</p> <p>日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書、協同労働</p>

	<p>の協同組合法(仮称)の速やかな制定に関する意見書は、総務教育民生常任委員会へ、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託する。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月19日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日から6月19日までの5日間と決定しました。</p> <p>日程第3、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第14、議案第24号、室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結についてまでの12件を、この際、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>それでは、早速、ご提案を申し上げます。</p> <p>専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。</p> <p>平成29年6月15日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公</p>

布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、本町の東洋町税条例等の一部改正を平成29年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、グリーン化特例の見直し、居住用超高層建築物に係る課税の見直しなどを改正しております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

3ページでございます。承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴いまして、本町の国保税条例の一部改正を平成29年4月1日に専決処分させていただいております。主な改正内容は、国保税の減額措置に係る軽減判定の算定方法などを改正しております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第3号、専決処分事項、平成28年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、各種交付金、国及び県支出金、特別交付税等の確定に伴い、平成29年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ1億8195万6千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億3563万4千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、各珠交付金、地方交付税などを増額いたしまして、国及び県支出金、繰入金、町債などを減額しております。

歳出では、人件費、繰出金及び各種事業については、事業の

確定によりそれぞれ減額し、ふるさとづくり基金積立金などを増額しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

承認第4号、専決処分事項、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、国及び県支出金等の確定に伴いまして、平成29年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ1億840万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億2351万7千円と定めております。

歳入では、諸収入などを増額し、国及び県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金、繰入金などを減額しております。

歳出では、保険給付費、共同事業拠出金、予備費を減額しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第5号でございます。専決処分事項、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

本会計もですね、3月議会終了後に、繰入金等の確定に伴いまして、平成29年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ1170万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億6386万円と定めております。

歳入では、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費、保険給付費、予備費を減額しております。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

承認第6号でございます。専決処分事項、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、翌年度に繰越して使用することができる経費として、繰越明許費の追加により、平成29年3月31日に専決処分をさせていただいております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

13ページでございます。

議案第19号、平成29年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成29年度6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ2788万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ31億420万8千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を計上をいたしております。

歳出では、別役地区デジタル放送共同受信システム改修工事、DMV 促進イベント補助金、環境制御技術普及促進事業費補助金、ナス選別機導入附帯工事補助金、生見農業用水取水ポンプ取替工事、高性能林業機械等整備事業費補助金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第20号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1367万6千円とするものでございます。

歳入では、県支出金を計上しております。

歳出では、競売手数料を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

15ページでございます。

議案第21号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6636万3千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上いたしております。

歳出では、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第22号でございます。平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2556万4千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、水処理施設等測量設計委託料と改築工事費との予算組み替えを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第23号でございます。平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ6384万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7058万6千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。

歳出では、耐震管路実施設計委託料並びに整備工事費などを



	<p>計上しております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>議案第24号、室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成29年6月15日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>平成29年6月1日に指名競争入札を行った消防自動車購入につきましては、契約の予定価格が700万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>私のほうから承認第1号と承認第2号について、ご説明をいたします。</p> <p>まず、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>説明につきましては、A4の説明資料、税務課と書かれましたこの資料に基づいて、ご説明をいたします。それと、議案関係資料の中では、改正条文は1ページから12ページまでとなっておりますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、説明をいたします。今回の改正は、地方税法等の一を改正する法律が平成29年3月31日に公布されまして、原則として平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の税条例等の一部改正をこの4月1日に専決処分をさせていただいております。主な改正内容につきましては、町民税に係る配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、また、軽自動車税に係るグリーン</p>

化特例の見直し、また、固定資産税に係る居住用超高層建築物に係る課税の見直しなどが主な改正となっております。

それでは、A4の横の説明資料、税務課の資料に基づきまして、ご説明をいたします。この説明資料は、ペーパー3枚になっておりますので、よろしく願いいたします。まず、1ページでございます。第24条第2項では、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める改正をいたしております。この配偶者控除、配偶者特別控除の見直しにつきましては、平成31年度以降の個人住民税から適用されることとなっております。現在、配偶者控除の就業調整を巡る喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除の所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられることとなります。

次に、33条第4項、第6項では、特定配当及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項やその他事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができることとする改正をいたしております。

次に、第34条の9第1項では、第33条の改正に伴う所要の改正をいたしております。

次に第48条第1項、第50条第1項では、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間について、改正をいたしております。

次に、第61条第8項では、震災により滅失した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を定めております。

次に、61条の2では、保育の受け皿整備の促進のため、家庭的保育事業、また居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業に係る固定資産税の課税標準について、わが町特例を導入する改正をしております。

次に、2ページでございます。第63条の2では、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションでございますが、それに掛かる固定資産税について、各区分、所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を実際の取引価格の傾向を踏まえて、補正をすることができる改正をいたしております。この、タワーマンションにつきましては、平成30年度から課税されることとなる建築物について、適用がされることとなります。

次に、第63条の3では、被災市街地復興推進地域において、

震災等発生後4年分に限り、所有者の申出により従前の共有土地に掛かる税額の案分方法と同様の取扱いを受けることができる改正をしております。

次に、74条の2第1項では、被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充する特例を常設化する規定を定めております。

次に、附則第5条第1項では、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める改正をいたしております。次に、附則第8条第1項では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正をいたしております。

次に、附則第10条の3第9項では、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする方が、提出する申告書の規定を定めております。

次に、附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長する改正をいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。附則第16条の2では、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定を定めております。

次に、附則第16条の3では、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他事情を勘案して町長が課税方式を決定することができることとする改正をいたしております。

次に、附則17条の2では、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正をいたしております。

次に、附則第20条の2では、特例適用配当に係る所得について、提出された申告書、附則第20条の3第4項、第6項では、条約適用配当に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができる旨の改正をいたしております。税条例の改正につきましては、以上でございます。

次に、承認第2号でございます。承認第2号、専決処分事項、国保税条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。説明資料は、新旧対照表、A4の横のですが、その新旧対照表に基づきまして、説明をいたします。今回の改正は、税条例の改正と

	<p>同様、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、本町の国保税条例の一部改正を平成29年4月1日に専決処分をさせていただいております。改正条文につきましては、議案関係資料の13ページとなっております。それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明いたします。今回、国保税条例第23条の国保税の減額措置に係る軽減判定の算定方法の改正をいたしております。この国保税の減額は、低所得者の世帯に対して、国保税の一部を減額する制度でございます。軽減割合は2割、5割、7割軽減があり、その年度の均等割と世帯割を各割合で割引をすることとなっております。この、軽減判定の算定に用いる軽減判定基準額の改正をいたしております。5割軽減では、基準額の算定に用いる26万5千円を27万円に、2割軽減では、基準額の算定に用いる額48万円を49万円にする改正をいたしております。</p> <p>今回の改正によりまして、国保税の2割、5割に軽減される対象世帯が拡大されるという改正となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長) おはようございます。</p> <p>それでは私から、承認第3号について、平成28年度一般会計補正予算専決第2号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長) 私の方からは、承認第4号、専決処分事項平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正の主な内容は、決算額が確定したことにより、不用</p>

	<p>額の多い項目について、予算額を減額するもので、歳入歳出それぞれ1億840万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6億2351万7千円とするものでございます。予算書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>承認第5号、専決処分事項平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正の主な内容は、決算額が確定したことにより、不用額の多い項目について、予算額を減額するものでございます。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、承認第6号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号について、ご説明いたします。予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、休憩をします。</p> <p>再開は10時15分をお願いします。</p> <p>(休憩時間:10時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:10時15分)</p>

<p>総務課長</p>	<p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは私から、議案第19号、平成29年度東洋町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方から、議案第20号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億1367万6千円としております。予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から議案第21号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明します。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億6636万3千円としております。予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第22号と議案第23号をご説明いたします。</p> <p>まず、議案第22号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正予算の主なものは、水処理施設等改築工事費から測量設計委託料へ予算の組換えを行う追加補正です。歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2556万4千円とするものです。予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第23号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。</p> <p>今回の補正予算の主なものは、国庫補助金が大幅に追加配分をされたため、それに伴い、耐震管路整備事業の設計及び工事費の追加補正をするものです。歳入歳出それぞれ6384万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7058万6千円とするものです。予算書の4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、私から議案第24号、室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結について、ご説明いたします。</p> <p>まず、物品名でございますが、CD1型消防ポンプ自動車でございます。納入場所につきましては、東洋町役場としております。納入検査後、室戸市と消防用自動車使用貸借契約を結ぶ予定でございます。契約の方法でございますが、これは指名競争入札でございます。6月1日に5業者中1社辞退により、4社で入札を行っております。契約金額は2613万6千円、そのうち消費税が193万6千円でございます。納入期限は、平成29年11月30日としております。納入業者につきましては、高知市南川添1番地28、株式会社藤島、代表取締役藤島正守でございます。参考資料といた</p>

<p>議長</p>	<p>しまして、物品売買契約の抜粋及び車両図面を添付させていただいております。議案第24号資料となっております。</p> <p>以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>日程第15、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>20ページでございます。同意第2号でございます。</p> <p>東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第42条第3項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>平成29年6月15日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内304番地、氏名は、福原房男氏でございます。生年月日は、昭和25年8月26日となっております。任期は、平成29年6月18日から平成32年6月17日までとなっております。</p> <p>提案理由でございますが、平成29年6月17日をもって固定資産評価審査委員の福原委員が任期満了となります。引続き福原委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いいたします。経歴につきましては、別紙のとおりとなっておりますので、ご参照願います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p>



(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。8番、西岡尚宏君、1番、福島登君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第16、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

<p>町長</p>	<p>直ちに、提出者の説明を求めます。 松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成29年6月15日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内31番地1、氏名は廣田祐輔氏でございます。生年月日は、昭和35年2月16日でございます。任期は、平成29年8月26日から平成33年8月25日までとなっております。</p> <p>提案理由でございます。平成29年8月25日付けで、廣田委員が任期満了となります。引き続き、廣田委員を任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。経歴は別紙のとおりとなっておりますので、ご参照願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。</p> <p>ただいまの出席議員は8名であります。</p> <p>議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、平山照生君、並びに3番高島俊彦君を指名します。</p> <p>投票用紙を配布させます。</p> <p>本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定に</p>

<p>町長</p>	<p>より、否とみなすことになっております。</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を改めさせます。</p> <p>異常なしと認めます。</p> <p>これより、投票に入ります。</p> <p>1番議員より、順次投票願います。</p> <p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>投票漏れなしと認めます。投票を終了します。</p> <p>開票を行います。2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君、立会をお願いします。</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。</p> <p>以上のとおりであります。</p> <p>よって、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>日程第17、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>平成29年6月15日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字野根丙3015番地21、氏名は藤村明美智氏でございます。生年月日は、昭和31年6月16日となっております。</p> <p>提案理由でございます。松尾和子委員が平成29年9月30日</p>
-----------	--

議長

に任期満了となりますので、新たに藤村明美智氏を人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく願いいたします。経歴は別紙のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

よろしく願いします。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより、投票に入ります。

1番議員より、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君、立会をお願いいたします。

	<p>投票の結果を報告します。 投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。 有効投票中、賛成8票、反対0票。 以上のとおりであります。 よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。</p> <p>日程第18、報告第1号、平成28年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてと、日程第19、報告第2号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。 松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>報告第1号、平成28年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。 翌年度への繰越額につきましては、1億4949万円となっております。なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>報告第2号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。 翌年度への繰越額につきましては、1240万円となっております。なお、内容につきましては、別紙、東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。 以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、暫時休憩します。 再開は11時15分でございます。</p>
町長	
議長	

(休憩時間:午前11時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:午前11時15分)

日程第20、議会報告の件を議題とします。

4月19日から21日まで、東北地方復興状況調査として、東北地方を視察して参りましたので、その報告を議長の私から報告させていただきます。

議会を代表して、去る4月19日から21日までの東北地方復興状況調査について、ご報告いたします。

参加者は私今宮、西岡、田島、小野、平山、福島の6名の各議会議員、防災担当、都市計画担当の職員2名、東洋町防災士から2名の防災士、それと議会事務局2名の合計12名で被災地の復興状況調査を実施して参りました。

復興状況調査場所としては、前回、平成25年に被災状況調査を実施しました宮城県女川町、東松島市他6ヶ所、岩手県では陸前高田市を訪れました。

研修費用は、2泊3日で123万996円であります。

なお、被災地の復興状況調査のみの報告とさせていただきます。お手元の報告書の3ページからご覧ください。

まず、宮城県仙台空港周辺及び仙台東部道路では、空港周辺の田畑は塩抜きが完了し、徐々にではありますが農作物が栽培され、来襲する津波の威力を軽減した貞山堀運河では護岸堤防工事が進み、津波避難場所として、また、津波の恐ろしさを後世へ伝えるため、千年の岡が築かれていました。

仙台東部道路は、震災当時津波の避難場所となったことから、当該道路へつながる避難路を6ヶ所整備されていると伺いました。

次に、奇跡の一本松で知られる陸前高田市では、大規模な嵩上げ工事が進められており、市街地中心部を6メートル嵩上げる事業では、周辺の山を宅地化するとともに、その土を使用して高台造成を図るために、山から市街地までベルトコンベアを活用することで、トラックを使用すると9年かかるところを約2年半に短縮して

事業完了できる見通しであると伺いました。

仮設の市役所や消防署については、市街地中心部へ移設するかを検討中で、被害のあった道の駅は保存が決定し、河川には新たな水門、また、二重構造による海岸堤防の建設に着手しており、今後、松原も植林することでありました。

また、被害を受けた郵便局は取り壊し、同じく被害を受けた気仙中学校も取壊す計画で、5階建ての民間アパートは、4階部分まで津波が来襲した形跡があることから、後世へ引き継ぐために保存されることに決定していると伺いました。

次に気仙沼市では、復興住宅が次々と完成し、宅地開発も進み、復興へ着々と進む様子が4年前と比較して分かりました。港は1メートル嵩上げされ、5メートル程度の堤防を整備するにあたり、住民から海が見えるようにとの要望から堤防内へ窓がつけられておりました。4年前、住宅地まで流された330トンの船は既に撤去されておりましたが、船を残しメモリアルパーク建設の計画もあったようですが、船の保存方法に課題があり、計画は中止となったと伺いました。

次に、防災対策庁舎の防災行政無線で住民へ津波からの避難を呼びかけた、天使の声で知られる南三陸町では、高いところで10メートルの高台造成が行われ、その一角に28店舗が建並ぶさんさん商店街がオープンしておりました。

庁舎は高台へ建設中で、防災対策庁舎と高野会館は津波が来襲した形跡があることから、後世へ引き継ぐために保存することに決定しており、海岸や河川の堤防は改修中で、漁港は復旧工事が終了し、近くの高台へ避難路も整備されておりました。

次に雄勝町では、4年前は旧町役場前で営業していたおがつ店こ屋街は、別の場所で再オープンされ、当時と同じく海産物や食料品を販売しておりました。

また、津波により被災した雄勝小学校は取壊され、河川改修や海岸堤防は改修中で、ここは市街地の高台造成はせず、山林の高台住宅造成工事が進められておりました。

次に女川町では、震災を経験された女川町議会議員の佐藤良一氏と同町観光協会広報担当の沢辺和子氏による語り部で震災直後から復興についての研修を受け、現地視察を行うことができました。

震災から6年経過した同町は、女川駅と商業施設ハマテラとシーパルピア女川を中心に商業地として店舗が並び、周りの高台には、住宅用の宅地として開発され、公営住宅や住宅が建並ぶほど、被災した東北地方の中でも最も復興が進んでいる町であります。佐藤議員からは、震災当時のお話を伺う事ができまして、3月議会の審議中に東日本大震災が発生し、津波到達時間は午後3時25分、女川湾はひらがなのひの字型で間口が狭いため、海拔16メートルあった女川医療センターの1階部分まで津波が到達し、人口1万14人の町は、地盤が1メートル沈下し、家の7割強が全半壊、議員14名のうち4名を含む827名が犠牲となったそうです。

また、町内には女川原子力発電所がありますが、想定外の津波にそなえて海岸堤防を高く建設していたことで、堤防の高さ残り80センチメートルのところまで津波が来週してきましたが、難を逃れたと伺いました。

復興への取組みとして、町はこれまでの市街地は危険区域に指定され、住居以外の商業地として再開発、最大津波浸水予測レベル2を想定して海拔15メートル以上の高台を住宅用として造成するなど、8年間の復興計画を決定し、順次進め、また、津波で被災した警察庁舎は保存することに決定していると伺いました。

復興状況としては、86パーセントを占める山林を宅地開発し、残土を高台造成に使用することで、駅前には10メートルの高台造成が完了、商業地として開発され、海拔15メートル以上の高台には、公営住宅や住宅を整備し、役場庁舎と学校は平成30年度に建設予定、女川港周辺の整備も進めているが、堤防は築かないとのことでありました。

この6年間の復興予算は9600億円で、カタル国からの支援金や原発立地交付金を活用して、学校や多機能水産加工施設の建設費用に充てていると伺いました。

次に東松島市野蒜地区では、奥松島の観光ガイド門馬満枝氏による語り部で、震災復興伝承館で映像による研修と同地区の大規模な高台移転とコンパクトな高台移転の状況視察を中心に案内していただきました。

まず、旧野蒜駅を震災復興伝承館として活用し、震災体験を語り継ぐ取組みを行っており、映像や写真を通じて震災に備えるため



の啓発が行われており、我々もその研修を受けて参りました。

同地区の復興状況についてであります。海岸には高さ7.2メートルの堤防が3重構造で建設されており、新たな野蒜駅は、旧駅から500メートル奥の高台へ移設され、山林を海拔23メートルの高さにまで開発された92ヘクタールの大規模な高台へ、商業施設、消防、病院、特老施設、学校が建設され、公営住宅や一般住宅が480戸立ち並ぶ野蒜が丘は、復興に向けての新たな町づくりとして整備され、また、住宅が数十軒建ち並ぶコンパクト高台も含めて7ヶ所整備されていると伺いました。

被災のあった海岸付近は、ほとんど危険区域に指定され、宅地としては使用できなくなりましたが、農業法人が農地へと開墾し、地元住民の雇用の受け皿となり、漁を営む漁業者の作業小屋もこれまでどおり使用されているとのことでありました。

同区域内に、4.6ヘクタールの広大な旧運動公園内に、市の電力源となるメガソーラーを三井物産がソーラーパネル1460枚を設置し、600世帯の電力供給が可能で売電分は市の収益となっているとのことでありました。

次に仙台市荒浜地区ですが、ここも危険区域に指定されたことから住宅の建設はできなくなっておりますが、海岸堤防は既に復旧工事が完成し、現在は道路を6メートル嵩上げ、また、河川改修工事に着手していました。

農業地で会った田畑の除塩作業が完成したことで、農業を再開すると同時に、塩分を含んだことを活用してトマト作りの検討をしているとのことでありました。

次に名取市閑上地区では、道路整備、河川改修工事とともに宅地の再開発として6メートルの高台造成工事が行われており、完成した場所から災害公営住宅や一般住宅が建設されており、被災を受けた水産加工施設もすべて再建が完了し、営業されておりました。

結びに、本復興状況調査の総括として、前回、平成25年の被災状況調査から4年後に訪れた東北地方の被災地のほとんどは、平地や山林の高台造成工事、それに併せた主要道路の建設、河川や海岸堤防の建設工事、復興住宅などに着手、あるいは整備されていました。

しかし、海岸近くの低地で震災前は住宅地であったところのほと

んどは、災害危険区域に指定され、商業施設の再建はできるものの、住宅の建設は高台移転とする復興計画で進んでいるため、震災前の姿に戻るのはまだまだ先のことで、復興したとしても住居や就業の関係でどれくらいの住民が戻ってくるのか、あるいは安全重視の町づくりが高齢化社会を迎えたときに生活面でどのような支障をきたすかが課題であると伺いました。

また、同地方の中でも、特に復興に向けた整備が進む女川町や東松島市野蒜地区については、住宅や公営住宅、商業施設や学校、公共施設なども再建され、完全復興に近い状況にまで進んでいるものの、土地や住宅などの個人財産にかかるものについては公的な支援は少なく、姿形は復興しておりますが、将来にわたり個人的負担が重くのしかかる状況と伺いました。

ただ、被災された方達は、このように厳しい状況下にあっても、命が助かったことに感謝し、将来繰り返し起こるであろう地震津波に備えるための整備と後世へ伝えるための啓発活動に取り組まれております。

震災を体験された2人の語り部の方からは、自分の身は自分で守るための判断をするためには、常日頃から自分の津波避難場所を確認しておくことを地域全体で実施すること、また、一度避難したら絶対に自宅などへ戻らないことを強く訴えられておりました。

本町では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、津波の到達時間が早いことが想定されていることから、各地域へ津波避難路を順次整備し、命を守るための対策を進められておりますが、揺れが収まったら直ちに避難することはもちろん、避難場所では6時間以上、もしくは津波警報等が解除されるまでは待機することについて、想定外の津波の遅さによって自宅戻りがないよう、再度、町民に対し周知を図るなどハード、ソフト両面を同時に進めていくことが重要であります。

町は、今年度から、助かった命をつなげるための対策として、避難運営マニュアル策定へ取組まれるとのことですが、保育園の高台移転先の検討結果をどこまで具体的に進めて行くかも含めて、このことについても、ハード、ソフト両面を同時に進めていくことを求めたいと考えております。

また、我々議会議員は、いざ被災した時には、町民と同様に自らの命をまずは守り、議会で復興関連予算の審議へ参加すること

	<p>を使命とし、さらには、議会として、あるいは議員として、被災された町民に対し、どのような支援ができるかということも念頭におくべきと考えさせられました。</p> <p>南海トラフ地震津波対策は、長期的かつ全庁的な防災対策として、過去の地震津波による震災の教訓、あるいは被災地が取り組んだ事例を十分に活かして、まずは想定される災害の予防対策の充実を図り、安心、安全な町づくりへと着実に進められることを求めて、東北地方復興状況調査の報告とさせていただきます。</p> <p>日程第21、発議第8号、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申し立てと称するピラ内容の是正勧告決議案についてを議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島議員、退場)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員会委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>議会運営委員会から報告します。</p> <p>この件について検討した結果、田島議員の弁明については、政治倫理審査会の際に、既に与えているので、弁明の機会是与えない。</p> <p>次に、この件については、政治倫理審査会の総意を議長発議として提出するものであるもので、提出者の議長に対する質疑は行わない。</p> <p>次に、政治倫理審査会において討議は尽くされているので、討論は行わない。</p> <p>次に、採決は起立により行う。</p> <p>以上のように決定しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この件につい</p>
--	--

議会運営委員長

議長

ては、7番田島毅三夫君への弁明の機会是与えない、提出者に対する質疑は省略する、討論も省略する、採決の方法は、起立により行う。よって、提出理由の説明の後、即、採決ということになります。

以上にとおりでご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

本件については、議長発議として、私から提出しておりますので、提出理由を説明いたします。

田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け、辞職勧告決議議員への処分請求申し立てと称するビラ内容の是正勧告決議案。

東洋町議会議員政治倫理条例第14第1項の規定に基づき、平成29年第2回東洋町議会定例会へ本案を提出します。

提出者は私、東洋町議会議長今宮裕明でございます。

本案の提出に至った経緯について、ご説明させていただきます。

東洋町議会議員である田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け、辞職勧告議員への処分請求申し立てと称するビラの記事の一部が事実と反する内容で、東洋町議会議員政治倫理条例第3条第1項第8号、事実に基づかない発言と情報は提供しないことに反する疑いがあると、4月24日付けで東洋町議会議員の福島登議員から議長宛に審査請求書が提出され、直ちに同条例に基づく政治倫理審査会を設置し、審査したところであります。

その審査結果を配付資料の12ページから掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、田島議員のビラの4ページでは、書面を机に叩きつけたと勧告理由の1つに挙げられていたが、高畠議員が12月議会で行った私を誹謗した一般質問の内容が事実ではなく憶測があるので、236号議会だよりから削除を求めたところ、非を認め削除したので、議員全員協議会においてマイク報道され、迷惑をかけた私に一言謝罪をと求めたところ、私は悪くない、謝罪する必要はないと大声を上げて退席したので、その処罰も含め議長に協議続行を求めたが、無視して閉会させた。削除したのは非を認めた証拠であろう、人の名誉を毀損しながら非はない、謝罪はしないとはおか

しいと持っていた書面を議席に投げつけて厳しく反省を求めたものである。この経緯は、参加全議員は承知のはずである。確かに机に投げた行為は大人げないと反省するが、原因は上記のとおりであり、辞職勧告理由にはほど遠いと判断して、不当な勧告決議に異議申し立てを行うものである、と記事にしていますが、調査した結果、この記事の内容は平成28年12月1日開催の議員全員協議会で田島議員提出の9月定例会、高島議員一般質問の謝罪要求についての議題をベースに記事にしたと判断しました。

まず、高島議員は大声をあげたことは事実であります。田島議員提出の議題に何の関係もない田島議員の意見はすべて落とせとなる旨の議題外の話が出たため、それに対し声を張り上げて反論した発言であった。

次に、高島議員はこの日の議員全員協議会を退席しておらず、退席したのは別の議員であります。なお、高島議員が会議途中で退席したのは、平成29年2月22日開催の議員全員協議会において、体調不良により退席をしております。よって、高島議員は大声を上げて退席などはしていません。

次に、田島議員からは高島議員に対し謝罪要求があったが、処罰などは求められていない。

次に、議長は田島議員提出の議題については、田島議員から提出理由及び高島議員からの弁明の後、2人を除斥とし、他の議員で協議をした結果を田島議員へ報告をしております。このことから議長は、無視して閉会などしていません。

次に、田島議員が書面を机に叩きつけた行為は、平成28年1月29日開催の議員全員協議会で、田島議員提出の芸東森林組合間伐問題を議題としてあげた時のことで、その行為について議員間の批判する意見からと確認できました。

よって、この議員全員協議会では、書類を机に叩きつける行為はしていません。

以上のことから、田島議員のビラに記載されていることについては、平成28年12月1日、平成29年2月22日、平成28年1月29日の議員全員協議会の内容が交錯している記事であり、事実と反することは明らかで、条例第3条第8項に規定する事実に基づかない発言と、情報提供はしないことに抵触すると判断しました。

続いて、田島議員のピラの同じく4ページでは、12月議会での高島議員の虚偽及び憶測を含めた田島議員誹謗質問を議会だよりから削除をしながら、非を認めず謝罪しないという問題。

資料では、謝罪しなさいとなっていますが、訂正します。②正副議長の公金不正疑惑、③議員全員協議会において、正副議長の製材製品代金不正疑惑の釈明を議題としたが、本人らは拒否し、福島議員の判決が下りているとの虚偽や、平山議員が個人の問題だ、との失当理由をつけて釈明不要の主張を行い、採決を強行したこと。証拠、議会活動報告第27号、④議長の理由なき質問中止事件、⑤更に今回のような無実の議員に対して、虚偽や憶測理由をこじつけ、選良である議員に死罪にも等しい辞職勧告決議を行ったことは、絶対に許せない。

上記①から⑤は倫理規定に反した辞職勧告若しくは懲罰決議に値する重大事犯であり、看過できるものではない。もし看過するならば、その議員こそ倫理規定に照らしても辞職勧告及び懲罰に該当すると考える。厳しい措置を要求する、と記事にしておりますが、調査した結果、この記事にある倫理規定とは、東洋町議会議員政治倫理条例第3条の政治倫理基準のことと判断しました。

まず、辞職勧告は東洋町議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定により、可能ではありますが、同条例の対象とするものは平成29年3月15日以降の案件でなくてはならず、ピラの①から⑤については、対象外の案件である。

一方、懲罰とは地方自治法に基づく措置であり、同法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を課すことができるとするものであります。

また、懲罰を課す案件は本会議、または委員会の開催期間中に処分を求めることであることから、ピラ①から⑤については、対象外の案件といえます。

以上のことから、田島議員のピラに記載されていることは、事実と反する記事であることは明らかで、条例第3条第8項に規定する事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断をしました。

続きまして、田島議員のピラの1ページでは、本日の本会議では、質問者の通告から理由の説明もなく2問を削除されたので、昨日同様説明を求める私に、議長のいうことが聞けないのかと全問

中止したうえで強制的に閉会されたのである、と記事にしておりますが、平成28年3月1日の平成28年第1回定例会会議録(第2号)で、田島議員の一般質問を確認した結果、議長は冒頭に田島毅三夫君の質問へ入りますが、通告書を確認しましたところ、②と⑥については名誉に関わる内容があったことから、議会の品位に欠ける発言にあたるとし、議長として判断しましたので、この質問は認めません。従って、質問①、選挙公約である人口減少をどうやって食い止めるのか、質問③、④、⑤、⑦の5件について、田島毅三夫君の質問を許しますと、7つの質問のうち2つの質問は許可しないが、他の質問は許可しており、また会議規則第61条第2項では、質問者は議長が定めた期間に議長にその用紙を文書で通告しなければならない。第61条第1項では、議員は町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。第102条では、議員は議会の品位を重んじなければならないと明記しております。よって、通告書を提出したからといって質問を許すということではなく、議会の品位を欠く質問の内容は到底許可はできないと、2つの質問を許可しない旨の理由を田島議員に対して再度告げております。

次に、議長は田島議員に対して、議長の言うことが聞けないのかなどの発言はしておらず、また、そのようなニュアンスの発言も確認されておられません。

次に、全問中止したとありますが、議場の秩序保持権を持つ議長からの制止に応じなかったために、地方自治法第129条第1項の規定による発言禁止の処分を課されたことにより、田島議員はこの日の本会議が終了するまで一切発言をすることができなくなり、その効力は通告していた一般質問にも例外はありません。1問も質問ができなくなったもので、議長は全問中止の処分など課しておらず、また、そのような処分を課すこともできません。

ちなみにこの件については、田島議員が原稿で今宮議長及び東洋町を被告として高知地裁で争われ、平成28年第175号、損害賠償事件、平成28年12月16日言い渡しの判決文の、当裁判所判断を抜粋すると、町議会議長の被告今宮は、本件通告書の一部の質問を削除した文書を議員及び傍聴人に配布し、本件定例会において原告が事前通告した質問の一部につき、職員の名誉に関わる内容があり、議会の品位に欠けるとしてその質問を許

可せず、これに抗議する原告の発言を禁止し、結局原告は事前通告した他の質問もできなかったのである、と記述されております。

次に、同会議録で議長の閉会宣言の部分を確認したところ、この日の会議は日程第34の一般質問が最終日程でありました。通告があった5名の議員のうち田島議員の質問順番は5番目で、最後の質問者でありました。前述のように、発言を禁止されたことにより、最終日程の一般質問が終了したため、議長は本定例会の日程はすべて終了したことから、会議の閉会を宣言しただけであり、強制的な閉会とは言えません。

以上のことから、田島議員のビラに記載されていることについては、会議録及び判決文と照らし合わせても事実と反することは明らかで、条例第3条第8項に規定する、事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断をいたしました。

続いて、田島議員のビラの2ページでは、①田島議員は、ボーナス返納が寄附になってできないことを知りながら、ボーナスを返納しました。公職選挙法に抵触すると勧告理由に上げましたが、この問題は12月議会で、住民さんが年末を控えて困窮している今、町長や議員が勝手にボーナスを上げることは許されないと反対討論したことを、直後の庁議で、反対討論した議員は返納する気概、意志はあるのか、パフォーマンスかと文書で回されましたと記事にしている。

当審査会では、平成28年12月19日開催の月例庁議資料を確認したところ、12月定例会についてという議題の中で、人勧実施反対議員は自己の差額分を返納する意思と気概をもって、討論をしていたかどうか？パフォーマンスか？と記述されております。

なお、庁議とは、町長以下特別職や管理職で町行政に関することについて、定期的に関催される会議のことです。

見比べても分かるように、庁議資料には田島などとは書かれておらず、正確な記事でないことは明らかで、条例第3条第8項に規定する、事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断をいたしました。

続いて、田島議員のビラ3ページでは、②勧告書には、公職選挙法や民法など、弁護士顔負けの法令が列挙されておりますが、その法律にどのように反するのか説明がありません、と記事にしているが、平成29年第1回定例会1日目の発議第2号、東洋町議



会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案と、平成29年第1回定例会第1号会議録を確認したところ、提出者の高島議員は提案理由の説明のなかで、町と田島議員との間には債権者、債務者の関係はないにも関わらず、町への報酬の返納として一方的に金員を庁舎内に放置した行為は、民法第705条の非債弁済にあたり、同条によると町はこの金員を田島議員に返還しなくてもよく、この行為は結果的に田島議員の町に対する寄附ということになります。すると、田島議員は公職選挙法第199条の2第1項で禁止されている寄附を東洋町に対して行ったことになり、本法違反に問われることとなるが、事態を察知した議会事務局がこの金員を田島議員の遺失物として町出納室に預けたことで、田島議員の寄付行為は未遂に終わり、田島議員は事なきを得ました、と述べております。

このように、田島議員に対する辞職勧告決議案の提案説明では、田島議員の行動に対して、法的根拠を添えた説明がされており、この議案は、田島議員は除斥でありましたが、その説明資料は田島議員を含む議員全員へ配布をされています。

このことから、田島議員のビラは、町民に対して公平、公正な記事とは言えず、説明もなく辞職勧告を議決したと町民に誤解を招くような記事になっていることは明らかで、条例第3条第8項に規定する事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断をしました。

続いて、田島議員のビラの1ページでは、議長の中止命令を聞かず事実をすり替え、議会秩序を乱したと記事にしているが、平成29年第1回定例会1日目の発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案と、平成29年第1回定例会会議録第1号を確認したところ、このような発言は見当たらず、また辞職勧告理由の一部を要約した表現としても不適切であることは明らかで、条例第3条第8項に規定する事実に基づかない発言と情報は提供しないことに抵触すると判断しました。

次に、田島議員のビラ2ページでは、⑤こうした事実確認もせず、事実のすり替えなどと虚偽、詭弁をもつての辞職勧告決議は議員名誉を毀損し、議会品位を落とす辞職勧告にも該当する違法行為であり適切な処分を求める、と記事にしておりますが、審査した結果、辞職勧告は法律に反する行為に対する措置ではないこ

とから、この表現は不適切であることは明らかで、条例第3条第8項に規定する、事実に基づかない発言と情報は提供しないことに抵触すると判断しました。

最後に、田島議員のビラ4ページでは、また今回の辞職勧告は、前述証拠のとおり虚偽や不当が多々あり、弁明もさせずに採決したなどの違反もあり、無効といえど記事にしておりますが、ビラの3ページでは、この定義は議場において勧告理由の弁明中に議長及び請求議員から以前のことだと猛反対があり、中止させられた、と記事にしておりますが、平成29年第1回定例会の発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案と、平成29年第1回定例会会議録第1号を確認したところ、辞職勧告決議案の審議中に議長に発言の制止を求められるところはありませんでしたが、田島議員には弁明の機会を与えていることからすれば、この表現は不適切であることは明らかで、条例第3条第8項に規定する、事実に基づかない発言と情報は提供しないことに抵触すると判断をいたしました。

なお、審査の結果、(6)の②及び③の2件については、単なる文面の並びの指摘であり、本審査会では審査の対象外としております。

以上、審査を実施した政治倫理審査会からは、田島議員のビラ内容の一部には事実誤認の記事が含まれており、これは、東洋町議会議員政治倫理条例第3条第1項第8号に規定する事実に基づかない発言と、情報提供はしないことに抵触し、また、この行為は同条例第7条第5項の規定に基づく政治倫理基準に反し、政治的にまたは道義的に重大な責任があるとして、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付けの、辞職勧告決議議員の処分請求申し立てと称するビラ内容の是正勧告の措置を求めることの報告を受けております。

本案は、この報告事項を尊重し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、同条例第14条第1項の規定に基づき、議長発議において田島議員に対する措置を求めるものであります。

よって、田島毅三夫議員は、ビラ内容が事実誤認であったことを配布した住民へ周知されるよう、ビラ内容の是正内容を勧告します。

以上、決議する。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

先ほど、私の発言の中で一部訂正をお願いします。

審査結果のところ、条例第3条第8項と申し上げましたが、正しくは、条例第3条第1項第8号の間違いであります。報告書も同様に議長権限で訂正いたします。

これより、発議第8号、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申し立てと称するビラ内容の是正勧告決議案について、を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

着席してください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。ただいま可決されました、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申し立てと称するビラ内容の是正勧告決議については、東洋町議会議員政治倫理条例第14条第2項の規定により、次号議会だよりにおいて公表する。掲載方法は、議会広報編集委員会で決定することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

ここで、7番田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員、入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第8号、田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申し立てと称するビラ内容の是正勧告決議案については、可決されましたので、ご報告します。

なお、本件については、東洋町議会議員政治倫理条例第14条第2項の規定により、次号議会だよりにおいて、公表することになりましたので、併せてご報告いたします。

(自席より、議長動議やりますと発言あり。)

ここで、休憩をします。

	<p>(自席より、それ以前に動議やりますと発言あり。)      どのような動議ですか。      (当事者が弁明できていないと発言あり。)      あなたは弁明の機会を与えたにも関わらず出席しなかった      (自席より、事情があつてできなかったと発言あり。)      ここで、休憩します。      再開は13時30分でお願いします。      (休憩時間:12時09分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。      (再開時間:13時30分)</p> <p>日程第22、発議第9号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、を議題とします。      地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。      (田島議員、退場)      本件については、前回定例会での継続審査として、懲罰特別委員会で審議されております。      まず、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会からの報告を求めます。      高畠議会運営委員会委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)      議会運営委員会から報告をいたします。      この件については、懲罰特別委員会からの報告ののち、田島議員に弁明の機会を与える。      次に、委員長に対する質疑を行う。      次に、討論を行う。      次に、採決の方法は起立により行う。      以上のように決定いたしました。      これで、議会運営委員会からの報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)      ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、委員長報告</p>
議会運営委員長	
議長	

懲罰特別委員長

ののち、田島議員へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行う、討論を行う、採決は起立により行う。

以上のとおりでご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めます。

小松懲罰特別委員会委員長。

(小松 熙懲罰特別委員長)

平成29年3月14日付で本委員会に付託された、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、審査結果をご報告いたします。お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、平成29年3月14日付で提出者の福島登議員をはじめ、賛成者6名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、3月定例会閉会后に6名で構成する同委員会を招集し、委員長に私、小松熙、副委員長に武山裕一議員が選任されました。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

田島毅三夫議員は、3月14日の3月定例議会の本会議において、議会会議規則第54条第1項及び第3項に規定する違反行為を繰り返し、議長の制止に対しても無礼な言葉を繰り返し、これに従わず、同規則第102条及び第104条の違反行為を繰り返したとする懲罰審査請求について、本委員会を4回開催し、未定稿の3月定例会会議録をもって精査いたしました。

まず、質疑のなかで田島毅三夫議員は議題外に渡る発言を行い、議長から注意を受ける言動があり、これは、発言がすべて簡明にするものとし、議題外に渡り、また、その範囲を超えてはならないとする議会会議規則第54条第1項に抵触する言動と判断し、また、議長の許可なく自席から発言し、議長の制止に対しても無礼な言葉を繰り返し、これに従わない言動もあり、これは、何人も議会中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないとする議会会議規則第104条に抵触する言動と判断いたしました。これに付け加え、これらの言動は、議員は議会の

品位を重んじなければならぬとする議会会議規則第102条にも抵触すると判断いたしました。

次に、一般質問の中で、田島毅三夫議員は、議長の制止に対してもこれに従わず、発言を続ける言動が確認され、また、議長の許可なく自席から発言し、議長の制止に対しても無礼な言葉を繰り返し、これに従わず、発言を続ける言動を確認しました。これらの言動は、議員は議会の品位を重んじなければならぬとする議会会議規則第102条に抵触すると判断いたしました。

次に、懲罰を科すか否かを協議いたしました。

先ほど申し上げましたとおり、田島毅三夫議員の行った言動は、議会会議規則54条、第104条、第102条に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、誠に遺憾であり許されるべきものではなく、田島毅三夫議員に対しては、議会で定める懲罰を科すことは、もはや免れることはできないと判断いたしました。

次に、地方自治法第135条第1項の規定による懲罰の種類について、協議いたしました。

田島毅三夫議員の本会議の発言については、これまでも、議長は、何度も注意喚起して参りましたが、一向に改善が見受けられないので、戒告とはならないとの意見があり、公開の議場における陳謝が妥当という結論に至りました。

以上で審査の経過をふまえて、本委員会では、懲罰事犯者田島毅三夫議員は、議長が地方自治法第129条に基づき、議場の秩序維持のための制止を求めるが、これに従わず、また、他の議員は、同法第131条の規定により、注意喚起をするも、その議員に対し無礼な発言、また、議場で暴言を吐くなどの不穏当な発言もあり、議場の秩序を乱し、議会の品位を傷つける言動は、議会会議規則第54条、第104条、第102条に著しく違反しており、懲罰を科すものと認めるものと結論に至りました。

懲罰の種類は、議員としての法令を遵守し、公序良俗を範とし、議員としての自覚を新たにし、言動を律して活動されることを期待して、地方自治法第135条第1項の規定による公開の議場における陳謝の懲罰を科すとの結論に至りました。

なお、陳謝文の内容は、配付資料にある内容のとおりであります。

以上で懲罰特別委員会からの報告を終わります。

<p>議長</p>	<p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>懲罰特別委員会からの報告が終わりました。</p> <p>次に、7番田島毅三夫君からの一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員、入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと、失礼いたします。</p> <p>それでは、田島毅三夫懲罰動議決議に対する弁明を行いたいと思います。</p> <p>審議会への弁明及び弁明書の提出は、拒否されておりますけれども、今回、こうして弁明の機会を与えていただきましてありがとうございます。</p> <p>請求理由の違法、不当に対して、きっちりと反証し、弁明とさせていただきます。</p> <p>それでは、懲罰請求理由の確認をまずさせていただきたいと思っております。</p> <p>1、3月議会において、議長の制止に対して無礼な発言を行った。これは、町議会規則54条1及び3項、発言内容についての違反らしいです。それからもう1つ、規則第104条、議事妨害の禁止ということにも反するというところでございます。2つ目に、議長の制止を振り切り、持論を推し進めたということが懲罰動議の理由になっております。3つ目に、議会の私物化、軽視は目に余るものがある。これは、規則102条品位の尊重に反するもので、懲罰の理由になるということで訴えられておるわけでございます。</p> <p>3月14日の議会において、以上のとおり懲罰動議を決議しましたが、不実不当な決議であり、以下のとおり反証して弁証とします。</p> <p>2、懲罰理由への反証。1、懲罰理由に具体的な説明がない。よって、弁明できない状態であります。しかし、今までの経緯を考えながら、自分なりに弁明したいと思います。理由1に、議長制止に無礼な発言を行ったと言いますが、田島質問のどの部分を指すの</p>

か、また、その発言がどうして規則に反するのかの説明がまったくありません。これは、あの議員が気に入らないから嫌いだと言っているようなものであり、正確な弁明はできません。こんな稚拙な理由をもって動議を提出し、決議しましたが、具体的な理由説明のない決議など無効であります。

2つ目に、答弁者選任の間違いがあります。通告書に答弁者は監査委員としてありました。私の3月議会の質問通告には。この監査請求についての問題についての質問には、答弁者は町長ではなく監査委員と沿わしてありましたが、その、議長は、この答弁者をなぜ町長にしたんでしょうか。同じ町長部局と離れた監査委員会部局に対する質問に対して、その任命する、監査委員を任命する、監査される町長は、監査する任命、監査委員を任命することに対する不当を正しているのに、その答弁を町長がするということはどういうことでしょうか。こういうことを議長はそのままやっておられるというのは、議会のていたらくといいます、現状でございます。

それから、3つ目に答弁に対する再質問がなぜ、罰則、懲罰にかかるのか。2番目の質問において、私は監査される町長が監査する委員を選任するのはおかしい、監査請求は棄却されましたが、なぜ、意見書を出さなかったのかなどと監査委員に正したところ、町長から、監査は正当に行われている、問題はない、適正に判断している、その結果は判決に出ていると、こう答弁がありました。そのため、では平成25年度の間伐収入が計上されていない会計管理の怠りを監査請求したとき、金額の特定のない請求は監査にそぐわないと棄却されました。しかしまあ、裁判ではですね、請求は正当であったと判決されております。このことを上げて再質問しようとしたところ、議長から中止命令が出ましたね。以前のことだということで。他の議員からも中止せよと妨害発言が飛び交いました。そこで、少しでも聞いてくれと説明しようとしたのですが、発言権のない外席議員から、以前のことを言うとか、議長の中止命令に対して無礼な発言を行ったなどと応援の妨害が出て、十分な質問を阻害されました。このやりとりを無礼な発言とか、議会の私物化、軽視などと懲罰決議されてはたまったものではありません。なぜ、質問への間違った町長の答弁に対して、その間違いの証拠を添えた再質問に、なぜ、議長及び議員は上記のような妨害を行うのか。これ



こそ法令の129条の1項に反し、町規則に違反するのに、自分たちの暴挙は棚に上げた懲罰決議など、聞いたことがありません。こんな理不尽な議会及び懲罰決議は無効であります。もし、懲罰処分を決議すれば、その汚名を議会歴史に永久に残すことになると思っております。

4番目に、高額の給料をもらって云々と、こういう質問をしました。職員さんのことに対して。しかし、それがなぜ問題なのでしょう。2番質問で、職員は高額の給料をもらってと質問したところ、議長から突然、高額という言葉を取り消せと命令が出ましたね。なぜか、どのように修正するのかと反論したところ、議長及び議員からの新人職員は安いなどとの大声の妨害がありました。高額とは、月収40万円以上の平均給与のことであり、通告に沿った質問の文言に問題があるなら、なぜ、事前に修正を求めなかったのか。なぜ、議場で大声で中止命令するのか。なぜ、外席議員が妨害するのか。なぜ、懲罰にかけられるのか。これでは通告の意味がまったくありません。毎回のように理不尽な中止命令を行い、理由説明を求めると無礼な発言と決めつけ、懲罰にけるなど、民主的議会運営など本末転倒の暴挙であります。

5つ目に、通告にない再質問を行ったと、こういう失当理由がありましたね。7番質問では、通告どおりドローン活用の講習会を取ろう、まあ、要旨ですけれどもね、と正しましたところ、総務課長から町はやらないと拒否答弁がありました。そのため、それでは教育委員会で教育の一環として小中生徒にドローンの講習会を行おうと教育長に質問したところ、通告にないと2番同様議長及び自席議員から怒声罵声で猛反発があり、質問中止の妨害を受けました。しかしなぜ、再質問を通告しなければいけないのでしょうか。その規定はありません。その根拠の説明もまったくありません。また、町長部局は、講習拒否を答弁したので、それでは教育委員会でやっちはどうかと同じドローン講習についての再質問が、なぜ、無礼な発言になるのでしょうか。目に余る議会の私物化、軽視として中止させられるのでしょうか。一方、議長許可も得ず、発言権のない外席議員による怒声罵声の中止要求は許されるのでしょうか。こうした非常識な横暴が常態化した、町議会懲罰事案など違法であり、無効である。議員は恥を知らなければいけない。こう指摘しておきます。

6つ目に、懲罰決議の不当失当理由ということで、ひとつ弁明させていただきます。議員の通告した質問に対して執行部がやると言えばそれで終わります。しかしながら、町はドローン講習はやらんというので、では学校でどうかと再質問したことが、上記のような理由で懲罰にかけられたが、なぜ、懲罰になるのかの説明がまったくありません。例えば、町で禁煙講習をやろうとただし、課長から拒否された時、では学校で子どもさんにだけでも禁煙講習を行おうと再質問するのと同様であります。この再質問を自席から大声を上げて妨害した議員発言こそ無礼であり、自分勝手な持論展開であり、議会の私物は軽視であり、目に余るものがあるのです。この矛盾さえ判断ができない知識レベルで懲罰にかけられるのでは、たまったものではありません。議会品位を厳しく問うておきます。

7番目に、議長許可のない妨害発言の不当性について、弁明しておきます。実証しておきます。自席議員からの大声の妨害に対して、私の質問だ、黙れと私が大声で制止しました。声が大きかったのは反省しておきますけど、それくらいしなければ止まらないくらいの反発やったんです。制止してやっとならぬと止めましたが、本来なら議長がこうした妨害発言に対しては制止すべきであるが、まったく制止もなく、なお一緒になって反発を増長させる議長の運営姿勢こそ、議会の私物化、軽視であり、懲罰事案である。質問者にまったく落ち度はない。そう考えております。

また、議長許可も得ず、事実説明も拒否し、中止を叫ぶ外席議員の質問妨害こそ、質問者及び住民さんに対する無礼であり、議会の私物化、軽視であります。それを不問にした懲罰決議は、違法、無効であります。

8つ目に、議長本分をわきまえない不当な執行姿勢を正すということで、弁証しておきます。法令規則には、議員は議長の許可を受けて発言できる。秩序を乱す議員には、これを制止しなければならないと、こう議長の責務は書かれておりますね。その責務を放棄した議長責任は重いと思っております。法令規則に反して自席から議長許可もなく質問を行う議員に、怒声罵声で妨害する議員こそ懲罰事案なのではないでしょうか。また、無許可での自席妨害発言に制止も発言禁止命令も出さず、黙認し、執行部側について質問に中止命令する議長こそ、議会秩序を乱す懲罰事案ではないのか。そう指摘しておきます。

<p>議長</p>	<p>最後になります、前回の辞職勧告同様、この問題も新聞報道され、全県下に周知されております。請求者らは、私に対して田島質問の全問中止事件、それから田島誹謗質問、9月の、それから3月の辞職勧告、それから懲罰動議、そして先ほど審議いたしました倫理条例審査請求と、立て続けに5つのこういう私に対する要求、請求を、懲罰は変わっておりますけれども、行政及び執行部を真剣に正す、正さなければならない議員がそれを実施している、実行している議員に対して、町議選を間近に控えた今、集中的に攻撃する意図は何か。正副議長らの公金不正疑惑の釈明や虚偽質問への謝罪を求めたことが気に入らないのか。また、当事者議員に虚偽的</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>.....</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ、色々とそういう的外れな、あるいは失当、不適正なそういう理由をつけて、今まで議決を議会審議を止めてきましたが、その他時期的にも意図的でないやらしい思惑を感じています。町議選が後半年ですか、8ヶ月ですか、で行えるというこういう時期に関して、町ぐるみでこういう不条理な</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>選挙のことは関係ありません。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>をすること自体が私はおかしいと考えております。</p> <p>それから、懲罰決議に連署した議員も我が説明をよく勘案していただいて、今からでも遅くはありません。処分決議によく考えて採否を挙げていただきたいと思います。議員としての正当な判断ができることを期待して、弁明としたいと思いますけれども、住民さん各位におかれましては、私の弁明を聞いていただいて、賛否は問いません。どうかご意見、要求、お聞き合わせがありましたら、ぜひ、よろしく願い申し上げます、私の弁明を終わりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員、退場)

これより、日程第22、発議第9号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

はい、1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果報告に賛成の立場から、討論をいたします。

およそ、議会議員は、法令や条例、規則を遵守し、議会秩序を守り、その上で自信の考えに対し、同僚議員の賛同を得るような謙虚な姿勢で政策の実現に臨むべきであります。委員長報告にもありましたように、田島毅三夫議員は本会議において、数々の守るべき法令や規則に抵触する言動を繰り返し、その都度、議長から注意喚起されるも、その制止に従わなく、独自の解釈による身勝手な言動が続いている。

以上のことから、今回の懲罰特別委員会が結論づけた、地方自治法第135条第1項の規定による公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは妥当であり、これに私は賛同いたします。

議員の皆さまの賛同を求めて討論といたします。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより日程第22、発議第9号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを起立により、採決します。

本案に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

起立全員であります。よって、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは、可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員、入場)

ただいまの議決に基づいて、7番田島毅三夫君に懲罰の宣告を申し上げます。

7番、田島毅三夫君に陳謝の懲罰を科します。

これから、7番、田島毅三夫君に陳謝文の朗読を命じます。

登壇して、陳謝文へ書いてあるとおり朗読してください。

なお、陳謝文どおり朗読しなかった場合は、本件懲罰に従わなかったと判断いたします。

(自席より、それは何で、どこで命令権、強制権があるのかと発言あり。)

今、私が申し上げましたとおり、陳謝文を読みますか、読みませんか。どちらです。

(自席より、内容を見ないと分からないと発言あり。)

内容はちゃんと配っているでしょ。

(自席より、休憩を取ってくれと発言あり。)

第153条、戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文、または陳謝文によって行うものとする。よろしいですか。どうしますか。

(自席より、私の弁明は勘案してもらえたのかと発言あり。)

それは当然、勘案してから議決をしたわけですから。あなたはこ

	<p>こで読み上げたでしょ。議員各位はそれを聞いて議決したわけですから。</p> <p>(自席より、議事を進行してくれと発言あり。)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間 14時01分)</p> <p>陳謝文の確認</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間:14時02分)</p> <p>(自席より、陳謝はしないと発言あり。)</p> <p>読まないんですね。</p> <p>(自席より、はいと発言あり。)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>(自席より、議長と発言あり。)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>休憩動議を出したいのですが。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>どのような休憩動議ですか。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>先ほど、田島議員が懲罰の決定に従わなかったので、議員各位と相談をしたいと思いますので、30分の休憩をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>分かりました。</p> <p>西岡尚宏君から、30分間の休憩動議が提出されました。</p> <p>この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。</p>

	<p>賛成者の挙手を求めます。      挙手全員、6名であります。      (自席より、これは133条の異議申立てはできるなど発言あり。)</p> <p>ただいまの西岡尚宏君からの30分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。      (自席より、田島議員は弁明の中で私が動議を出しているのにあなたがしゃべるなど言っていたのに、今やっていると発言あり。)</p> <p>休憩の動議を議題として、採決します。      この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。      挙手多数(6名)であります。      よって、30分間の休憩動議は、可決されました。      休憩に入ります。</p> <p>(休憩時間:14時02分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:14:35分)      3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)      東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議を提出いたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)      どのような内容ですか。      (動議を議長へ提出)      ただいま、3番、高島俊彦君から、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰同議案が提出されました。      この動議については、地方自治法第135条第2項および会議規則第120条第1項の規定により、所定の賛成者がありますので、成立しています。      ここで、休憩に入ります。40分まで、4分間休憩します。</p>

(休憩時間:14時35分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時40分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰同議案についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは、可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、50分をお願いします。

(休憩時間:14時42分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時50分)

これより、追加日程第1、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰同議案について、を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員、退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長。

議会運営副委員長

(福島 登議会運営副委員長)

議会運営委員会の報告を行います。

先ほど、この動議について検討した結果、田島議員から弁明の申出がありましたので、その機会を与える。

次に、この動議について、提出者に対しての質疑を行う。



<p>議長</p>	<p>以上のように決定をいたしました。 これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。 (自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。 提出者の説明を求めます。 3番、高島俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議。次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、動議を提出いたします。</p> <p>提出者は私、高島俊彦、賛成者は、武山裕一、西岡尚宏、小松熙、平山照生、小野正路、福島登の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>本日の会議において、田島毅三夫君議員に対し、地方自治法第135条の第1項、公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否しましたので、再度懲罰を求める動議を提出いたします。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。 7番、田島毅三夫君の入場を許可します。 (田島議員、入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。 (自席より、決定した理由なりを言ってもらわないと弁明できないと発言あり。)</p>

<p>7番議員</p>	<p>休憩します。  (休憩時間:14時55分)  弁明について、説明。</p> <p>田島毅三夫君、弁明にあたっては、前置きとか持論は展開しないでください。弁明のみを行ってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)  前置きしないとあなたたち分からないでしょ。  公開の議場における陳謝の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、懲罰を求める動議を提出すると、こういうことに対する弁明でございます。</p> <p>理由はまったく分かりませんので、なかなか弁明、迷っておりますけれども、どのような懲罰を科すのか知りませんが、私は住民代表として、あるいは議員として、まったく今まで恥ずべきことはやっています。</p> <p>むしろ、この請求をしてきた議員の皆さまの方が、私は議員としての品位も、あるいは責任も放棄して、本当に住民さんのそういう、あるいは町の発展というようなことを考えていないような、そういう気がしております。</p> <p>理由なき処分に対して、私は納得できませんので、このことについて受け入れないことを申し上げておきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)  7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。  7番、田島毅三夫君の退場を求めます。  (田島議員、退場)  これより、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰同議案について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。  (自席より、なしと発言あり。)  質疑なしと認めます。  これで、質疑を終わります。  ここで、お諮りします。  本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、</p>

委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が伴におりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出してください。

ここで、お諮りします。

ただいま可決されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会につきましては、本日これより、審査に付すことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます

よって、さよう決しました。

<p>懲罰特別委員長</p> <p>議長</p>	<p>7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。  (田島議員、入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君に報告します。</p> <p>先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日、直ちに審査することになりましたので、報告します。</p> <p>ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。  再開は、16時30分でお願いします。  (休憩時間:15時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:16時30分)</p> <p>追加日程第1、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件を議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。  (田島議員、退場)</p> <p>本件について、委員長の報告を求めます。  武山懲罰特別委員長。</p> <p>(武山 裕一懲罰特別委員長)</p> <p>平成29年6月15日付けで、本委員会に付託された議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果をご報告いたします。お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、平成29年6月15日付けで、提出者の高島俊彦議員をはじめ、賛成者6名の連署により、田島毅三夫君に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、同日に6名で構成する同委員会を招集し、委員長に私、武山裕一、副委員長に小松熙議員が選任されました。</p> <p>次に、本委員会における審査の経過について、内容を説明します。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>委員長、副委員長のところでね、西岡尚宏君が副委員長。</p>
--------------------------	--

懲罰特別委員長

(武山 裕一懲罰特別委員長)

訂正いたします。委員長に私、武山裕一、副委員長に西岡尚宏議員が選任されました。

次に、本委員会における審査の経過について、内容を説明します。

田島毅三夫議員は、平成29年6月15日、平成29年第2回定例会1日目の本会議において、議員、田島毅三夫議員に対し、地方自治法第135条第1項に規定する、公開の議場における陳謝の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を求めるものであります。

まず、再度の懲罰を科すか否かについて審議した結果、再度懲罰を科すべきとの結論に至りました。

次に、懲罰の種類について審議したところ、地方自治法第135条第1項、一定期間の出席停止が妥当という結論に至りました。

以上の審査の経過を踏まえて、本委員会では議会の意志決定に基づき、懲罰事犯者の田島毅三夫議員は、公開の議場における陳謝の懲罰を科されたものにも関わらず、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科すとの結論に至りました。

再懲罰の種類は、秩序維持、品位の保持に反したので、平成29年第2回定例会の2日目の、平成29年6月19日の1日間の出席停止の懲罰を科すとの結論に至りました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、7番田島毅三夫君の除斥を一旦解き、入場を許可します。

(田島議員、入場)

田島議員、ただいまより議会運営委員会を開催します。よろしいですか。

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、16時40分、約5分間休憩します。

	<p>(休憩時間:16時35分)  <b>議会運営委員会開催</b></p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:16時40分)</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島議員、退場)  議会運営委員会の報告を求めます。  議会運営委員会副委員長。</p>
議会運営副委員長	<p>(福島 登議会運営副委員長)  議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、田島毅三夫議員に対する懲罰の件について検討した結果、田島毅三夫議員から弁明の申出がありましたので、その機会を与える。</p> <p>次に、この件について、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決は起立により行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行い、討論を行ったのち、起立による採決を行う。</p> <p>以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員、入場)</p>

<p>7番議員</p>	<p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。          弁明については、この懲罰の結論に対してだけの弁明をしてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>懲罰動議の再提出に対する弁明を行いたいと思います。          午前中といいますか、前回の部分に少し重複する部分がありますが、少しお許し願いたいと思います。</p> <p>議長に無礼な発言を言ったとかね、議会を私物化、軽視したなどと懲罰決議しましたが、私は通告書どおり質問し、その答弁が間違っていたり、的を外れていたのでも再質問しようとしていました。</p> <p>その時に外席から、あるいは議長からですね、再問の通告がない、以前のことだなどと質問が妨害され、中止させられましたが、質問者と議長の間のものであり、外席議員が怒声罵声で反対するような理由はないわけでございます。</p> <p>結果、議会が揉めたのあり、責任は許可なき発言によって混乱させた請求者ら外席議員であると、こう思っております。それがなぜ、正当な質問を行っている私が懲罰処分を受けなくてはいけないのか、納得ができません。</p> <p>議長と議員が、質問者の質問をしっかりと把握しておれば、何も問題はなく、スムーズに進行したのであります。それを混乱させたのは、私ではありません。請求者ら外席議員らであります。また、議長も含みますけれども。</p> <p>正当な質問に対して罪をねつ造して、罪をねつ造とは言い方が厳しいですけれども、それくらい言わせてもらいます。陥れた罪は請求者らにある。非のない私が処分される必要はまったくありません。私は、私の非を理路整然と説明してくれたら何も反論などしないし、説明がないうえ、中止させろなどという外席から妨害するから揉めているのであります。もし、非があるなら私は自ら謝罪し、応分の対応をします。それが私の信念であり、生き方であります。それが無い限り謝罪は一切いたしません。非は認めません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p>

	<p>7番、田島毅三夫君の退場を求めます。  (田島議員、退場)  これより、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。  質疑はありませんか。  (自席より、なしと発言あり。)  質疑なしと認めます。  これで質疑を終わります。  これより討論を行います。  まず、反対者の討論はありませんか。  (自席より、なしと発言あり。)  次に、賛成者の討論はありませんか。  はい、1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)  私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果報告について、賛成の立場から討論をいたします。  先ほどの田島議員の弁明を聞く限り、一切の反省の弁はございません。  反対に、私たち同僚議員を、反対に条例や法令、規則を遵守しない議員と決めつけるなどの言動が続いております。そのことこそ、秩序の維持、品位の保持に反するものと言わざるを得ません。  以上のことから私は、今回の懲罰委員会が結論づけた出席停止の懲罰を科すことは妥当であり、これに私は賛同をいたします。議員の皆さまの賛同を求めて、討論といたします。  以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)  他に、反対者の討論はありませんか。  (自席より、なしと発言あり。)  賛成者の討論はありませんか。  (自席より、なしと発言あり。)  討論なしと認めます。  これで討論を終わります。</p>



これより、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、を起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に本定例会2日目の6月19日の1日間出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に本定例会2日目の6月19日の1日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員、入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決に基づいて、これから、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に対し、本定例会2日目の6月19日の1日間出席停止の懲罰を科します。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から18日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、19日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

どうもお疲れ様でした。

次の議会放送は19日、月曜日、午前9時から開始いたします。これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間:16時50分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員